

守山市ほたるの森資料館建替え基本計画策定支援業務 仕様書

1 業務の名称

守山市ほたるの森資料館建替え基本計画策定支援業務

2 業務の目的

守山ほたるの森資料館（以下、「現資料館」という）は、守山市民運動公園の敷地内に、平成2年4月に開館し、これまで35年にわたりホタルの飼育に関する調査、研究および指導を行い、ホタルを中心とする自然観察その他の自然に親しむ学習活動の場として多くの市民に親しまれてきた。一方で建物および各種設備は、経年による老朽化が進み、安全面、利用面、運営面での課題を抱えている。

このような状況の中、令和6年度において、今後も多くの市民に愛される新たな資料館（以下、「新資料館」という）を運営するため、現資料館を建て替える方針としたところである。

本業務は資料館の建替えに当たり、整備コンセプトや建替え場所の検討、ほたるの森資料館建替え基本計画の作成を支援することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年8月31日までとする。

4 業務内容

守山市ほたるの森資料館建替え基本計画の策定

(1) 与条件の調査・整理

敷地条件、法的規制、周辺近隣の状況等を調査し、建築基準法および関連法規その他の必要な整理を行う。また、上下水道、ガス、電気、通信等の供給状況を調査し、関係機関と打合せの上、整理する。

(2) 新資料館の整備方針についての検討

複数の施設が点在する市民運動公園敷地内での、新資料館のあり方を検討し、ほたるが生息する同敷地内の河川との関係性について考慮しながら、整備コンセプトの検討を行う。（敷地内の既存施設を別紙2に示す。）

(3) 新資料館の機能および整備規模についての検討

各種検討においては複数パターンの検討を行うこと。整備工事中も現資料館の開館を継続することを前提条件とする。

ア 必要な機能、整備規模の検討

整備コンセプトを実現するために整備エリアに必要な機能の検討を行い、それに基づく建物の諸室および外構についての整備規模を検討する。

イ 整備エリアの検討

別紙2に示す整備検討範囲内において、全体整備エリアおよび建物の整備エリア

を検討すること。

ウ 関係者への意見聴取

必要機能、規模の検討にあたって、当該施設の現指定管理者である特定非営利活動法人びわこ豊穰の郷（以下、「指定管理者」という）および市担当職員と複数回協議を行い、新資料館に必要な機能について意見聴取を行うこと。

(4) 新資料館の事業計画についての検討

ア 事業手法の検討

事業規模、各発注方式の特徴、スケジュール等を踏まえ、設計および工事施工の発注方式について検討を行う。

イ 事業費の算出

整備工事に係る費用（インフラ、建築、解体、外構整備、備品費、移転に係る費用、設計・工事監理等の業務委託費、工事に係る申請費）および運営費（光熱水費、維持管理費、修繕費、事業運営費等）の算出を行う。

ウ 事業スケジュールの検討

検討する整備エリア、事業手法に基づき事業スケジュールの検討を行う。設計業務および工事施工、施設移転等に係る必要期間を考慮しながらスケジュールを検討すること。

(5) 基本計画書の作成

(1)～(4)を踏まえ、ほたるの森資料館建替え基本計画書の本編、概要版の作成を行う。

5 主な業務スケジュール

令和7年7月16日まで	4(1)から(4)に係る報告資料
令和7年8月31日まで	4(5) 基本計画図書の作成

6 業務にあたっての留意事項

- (1) 本業務は、市や関係団体、施設管理者等との密接な協議に基づき遂行すること。協議には、協議資料等を準備し臨むこと。また、打合せ記録簿を作成し、市と相互に協議すること。なお、協議・打合せに係る交通費等の経費は受託者の負担とする。
- (2) 資料等の修正提出時には、前回からの修正箇所がわかるような表記方法とすること。
- (3) 業務の遂行に当たっては、市担当者や施設管理者等との協議および市への進捗状況の報告を迅速かつ正確に行える体制を整備すること。

7 成果品

- (1) 本業務の成果品は以下のとおりとする。

①与条件の調査・整理結果報告書

1 部

(建築敷地を示した平面図を作成すること。なお、守山市民運動公園の CAD データを提供する)

- ②新資料館の整備計画書および概算事業費報告書 1 部
- ※上記①、②は、7月16日までに提出すること。
- ③守山市はたるの森資料館建替え基本計画【概要版】(素案)
(A3・フルカラー) 10 部
- ④守山市はたるの森資料館建替え基本計画(素案)
(A4版・フルカラー) 5 部
- ⑤打ち合わせ議事録 1 部
- ⑥業務報告書その他本委託業務で作成した図書一式の電子データ 1 式

(2) デジタルデータの作成

- ①前項の成果品で作成する資料及び図面等については、全てデジタルデータとしてDVD-R等の電磁的記録媒体に格納し、ウイルス対策ソフトウェアを用いてウイルスがないことを確認したうえで納品すること。使用するウイルス対策ソフトウェアについては、発注者と協議すること。
- また、デジタルデータのファイル形式は以下に示す形式とする。これら以外のファイル形式を使用する場合は、発注者と協議すること。

- ① 図面データ：JWWCAD 形式、DXF 形式、PDF 形式、JPEG 2000 形式
- ② 文書データ：MS-Word 形式、MS-Excel 形式、PDF 形式

(3) 成果品の納入

- ①成果品は、業務委託期間内に納入すること。また、業務委託期間中であっても、作業の完了したものについては提出を求める場合がある。

(4) 提出先

守山市環境生活部 環境政策課 担当 大寄

〒524-0216 滋賀県守山市環境学習都市宣言記念公園1番地1

電話：077-584-4691(直通) FAX：077-584-4814

E-mail：kankyoseisaku@city.moriyama.lg.jp

8 資料の提供

- (1) 本業務を実施するにあたり、必要な資料の収集は、原則として受託者が行うこととするが、現在、本市が所有し、業務に利用できる資料はそれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成のうえ、本市に提出し、業務完了と同時に返納しなければならない。

(2) 貸与資料

貸与資料は、次に掲げるものとする。

- ①守山市民運動公園測量図面(電子データによる。形式はDXF、MSS、PDF、SFCとし、平面図、横断図、基準点測量図程度。なお、図面データは平成25年当時のものであるので、現況と一部異なる箇所があることに留意のこと。)
- ②給排水設備平面図(現況と異なる可能性があることに留意のこと。)
- ③その他、本市が所有し、業務に利用できる資料

9 その他

(1) 機密保護・個人情報保護・情報セキュリティ管理

受託者は、本受託業務に関して直接又は間接に知り得た一切の情報は本業務以外に使用し、または、受託作業期間のみならず、その終了後も第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとること。また、業務終了後も同様とする。

受託者は、本受託業務に関して許可を得て複写(データ、文書)したときは、文書・支給品等の管理を行い、本受託業務の終了後、速やかに複写した内容を消去すること。

(2) 権利の帰属

本調達の作業によって、新たに作成された成果物の著作権については、本市と受託者両者の共有物とする。ただし、本市や受託者が従前から有していた成果物の著作権はそれぞれに帰属する。

この場合、当該成果物についての使用权は、本市のシステム利用において必要な範囲で許諾されること。

(3) 再委託

受託者は、担当業務の全部、または主要部分を第三者に委託(再委託)することを禁止する。ただし、担当業務の一部を委託する場合、明確な再委託部分(内容)、再委託先、再委託理由、管理体制を文書で提出し、本市が認める場合はこの限りではない。

第三者に委託する場合、その最終的な責任は受託者が負うこと。

(4) 法令の遵守

関係法令・条例・規則および本市情報セキュリティポリシーを順守すること。

(5) 参加等に関する制限

本業務の受注者及び受注者と資本関係または人的関係のある者は、今後発注する守山はたるの森資料館建替え事業に関する設計業務委託の受注者になることはできない。(資本関係は、①親会社(会社法第2条第4号。以下同じ)と子会社(同条第3号。以下同じ)の関係にある場合、及び、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。人的関係は一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合をいう。)

(6) その他

業務を進めるうえで本仕様書に記載のない事項については、本市と受託者とが協議のうえその都度決定するものとする。